

近江八幡市 配食サービスの概要

制度の目的

定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否を確認し、健康状態に異常があったときは関係機関への連絡等を行い、高齢者の在宅生活の維持及び福祉の増進を目的とした制度です。

サービス対象

【対象となる人】 次の要件をすべて満たしている人

- 65歳以上の単身者または高齢者のみで構成される世帯に属する人
- 市町村民税非課税世帯に属する人で税法上市町村民税課税者に扶養されていない人※、または生活保護を受給している人
※4～7月での利用については前年度の課税・扶養状況を審査します。
- 介護保険料に滞納のない人
- 老衰、心身の障害および傷病などの理由により、調理が困難な人

【利用できるサービス事業所】

- 市と契約を結んでいる事業所

【利用料】

- 利用にかかる費用から市が事業所に支払う委託契約単価を減じて得た額
(各事業所のメニューによって異なります)

サービスの利用手順

① 【利用の申請】

ケアマネジャーなどを通じて、制度開始を希望する2週間前までに申請書、アセスメントシート（写し）、居宅サービス計画表（写し）を市の担当窓口へ提出

② 【利用の決定】

申請内容や対象者の状況をふまえ、担当課で審査・決定し通知をします。

③ 【サービス利用の日程調整】

ご家族やケアマネジャーなどが直接、サービス利用の日程などを対象の事業所と調整

④ 【サービス利用と支払い】

事業者が自宅に食事をお届けします。

サービスを受けた後、利用者は利用料をサービス提供事業所に支払います。

(利用料の支払い方法については、各事業所にお尋ねください。)